

**「いわて子育てにやさしい企業等」
認証制度周知リーフレット作成業務**

企画提案実施要領

令和 2 年 9 月

**岩手県保健福祉部
子ども子育て支援室**

この「企画提案実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する『「いわて子育てにやさしい企業等」認証制度周知リーフレット作成業務』（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、企画提案に参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 本業務の概要

- (1) 業務件名及び数量
『「いわて子育てにやさしい企業等」認証制度周知リーフレット作成業務』一式
- (2) 委託期間
委託契約締結の日から令和3年3月19日（金）まで
- (3) 募集する企画提案の内容
資料2「業務仕様書」のとおり
- (4) 委託料の上限額
1,500千円以内（税込）の額

2 参加者の資格要件等

参加者は、下記に掲げる企画提案参加資格（以下「参加資格」という。）の要件を全て満たしている者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、構成する者のいずれもが参加要件を満たす者であること。

また、共同提案の場合は代表者を定め、たうえで企画提案に参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

[参加資格の要件]

- (1) 本業務の実施について、県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
※ なお、県は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。
- (6) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (7) (6)までの期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成8年7月7日建振第282号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (8) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

3 企画提案手続き等に関する事項

(1) 担当課

岩手県保健福祉部 子ども子育て支援室（岩手県庁 9階）
住所：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号
電話：019-629-5456 FAX：019-629-5464
電子メールアドレス：AD0007@pref.iwate.jp

(2) 実施要領等の交付

企画提案に関する下記の実施要領等について、岩手県公式ホームページに掲載する。
※ トップページ (<http://www.pref.iwate.jp/>) → 「入札・コンペ・公募情報」

【交付資料】

資料 1	企画提案実施要領（本書）
資料 2	業務仕様書
資料 3	企画提案審査要領

(3) 実施要領等に関する質問の受付・回答の公表

実施要領等に関する質問がある場合は、下記により受け付ける。

ア 受付期間

令和 2 年 9 月 10 日（木）午後 5 時【必着】

イ 受付場所

岩手県保健福祉部 子ども子育て支援室（連絡先は上記「(1) 担当室」を参照）

ウ 提出方法

【様式 1-1】「実施要領等に関する質問票」に簡潔に記入の上、原則、電子メールにより提出すること。

エ 回答方法

受け付けた質問については、質問事項と回答事項をとりまとめて、随時岩手県公式ホームページに掲載する。

オ 回答期日

最終回答の期日は、令和 2 年 9 月 11 日（金）とする。

(4) 参加届出書類の提出

企画提案に参加しようとする者は、下記期限までに参加届出書類を持参又は郵送により提出すること。

ア 提出書類

【様式 1-2】企画提案参加届出書

【様式 1-3】会社概要及び過去 5 年間の類似事業の主な受注等実績

イ 提出期限

令和 2 年 9 月 15 日（火）午後 5 時【必着】

ウ 提出先

岩手県保健福祉部 子ども子育て支援室（連絡先は上記「(1) 担当室」を参照）

エ 提出方法

(ア) 持参又は郵送により提出すること。

(イ) 持参の場合は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までの間に持参のこと。

(ウ) 郵送の場合は、期日までに必着のこと。

オ 留意事項

提出期限までに参加届出書類を提出しない者は、企画提案に参加することができないものとする。

(5) 参加資格の喪失

参加者は、下記「5 受託候補者の選定方法等に関する事項」(2)に定める企画提案審査委員会の実施日までに、参加資格の要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失う。

4 企画提案に関する事項

(1) 企画提案の作成

参加者は、資料2「業務仕様書」に掲げる業務内容に関して、次の事項を明確にした企画提案書を作成すること。

ア 具体的な実施内容及び実施方法（仕様書に掲げる事業内容ごとに整理して作成）

イ 作業及び業務実施スケジュール

ウ 業務実施体制

エ 再委託等の有無及び予定

(2) 積算内訳書の作成

ア 本業務の実施に要する経費の内訳（項目、数量、単価、金額、税等）を明らかにした積算内訳書を作成すること。

イ 積算内訳書は企画提案書とは別に作成し、提出すること。

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出部数

(ア) 企画提案書 正本1部 副本5部

(イ) 積算内訳書 正本1部 副本5部

イ 提出期限

令和2年9月30日（水）午後5時【必着】

ウ 提出先

岩手県保健福祉部子ども子育て支援室（住所等は上記「3 企画提案手続等に関する事項」(1)を参照）

エ 提出方法

(ア) 持参又は郵送により提出すること。

(イ) 持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参すること。

(ウ) 郵送の場合は封筒の表に、企画提案書在中の旨を朱書きで記載し、配達証明付書留郵便にて期日までに提出すること。

オ その他

(ア) 提案は、1者につき1提案とし、複数提案を認めない。

(イ) 企画提案にあたり、写真、記事、イラスト等を使用する場合は、その所有者、保有者等から承諾を得ること。

(ウ) 提出した企画提案書等は、これを書換え、引換え、撤回又は再提出することができないものとする。

(4) 企画提案の無効

上記2及び3(4)オに定めるところにより参加することができない者の企画提案及び下記のアからエまでのいずれかに該当する企画提案は無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出された提案

イ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

ウ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

エ その他、企画提案に関する条件に違反した提案

(5) 企画提案参加の辞退

上記「3 企画提案手続等に関する事項」(4)により企画提案参加届出書の提出を行った者が、企画提案参加を辞退する場合は、【様式1-4】「企画提案参加辞退届」を、令和2年10月6日（火）午後5時〔必着〕までに、岩手県保健福祉部子ども子育て支援室（住所等は上記「3 企画提案手続等に関する事項」(1)を参照）に持参又は郵送により提出すること。

なお、企画提案参加を辞退した者は、これを理由として、以降、県が実施する他の企画提案募集等について不利益な取扱いを受けることはない。

5 受託候補者の選定方法等に関する事項

- (1) 受託候補者の選定方法
参加者の企画提案の審査は、資料3「企画提案審査要領」に基づき、企画提案審査委員会において行う。
なお、企画提案書等の内容が、上記「1 委託業務概要」(4)の委託料の上限額を超えた場合は、審査の対象とはならないものとする。
- (2) 企画提案審査委員会の開催
 - ア 開催日
令和2年10月上旬
 - イ 開催場所
盛岡市内
 - ウ 開催方法等
審査は、参加者から提出された企画提案書等に基づいて書面審査により行う。
- (3) 受託候補者の決定
 - ア 県は、企画提案審査委員会の審査結果に基づき、第1順位の受託候補者を決定する。
 - イ 審査結果は、受託候補者を決定後、速やかに各参加者に郵送により書面で通知する。
 - ウ 第1順位の受託候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

6 契約に関する事項

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) 契約保証金 会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に基づき判断する。
- (3) 企画提案書の位置付け
企画提案書等に記載された事項に沿って、「5 受託候補者の選定方法等に関する事項」(3)アに定める契約内容についての協議・調整を行い、仕様を確定し、契約するものとする。

7 公正な企画提案実施の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、企画提案に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画提案を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案に参加させず、又は企画提案の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

8 その他

- (1) 提出書類の取扱い
 - ア 参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
 - イ 提出書類は返却しない。
 - ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。
- (2) 企画提案参加に要する経費について
企画提案参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

[参考：本企画提案に関するスケジュール（予定）]

①実施要領等に関する質問の受付期限	9月10日（木）
②実施要領等に関する質問の回答期限	9月11日（金）
③企画提案参加届出書の提出期限	9月15日（火）
④企画提案書等の提出期限	9月30日（水）
⑤企画提案審査委員会（書面審査）	10月上旬
⑥受託候補者の決定	10月上旬
⑦契約締結、事業実施	10月中旬

【様式1-1】

会社等名 : _____
担当部門 : _____
担当者 : _____
メールアドレス : _____
電話 : _____
FAX : _____

実施要領等に関する質問票

No	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容
1				
2				
3				
4				
5				

〔留意事項〕

- ・ 令和2年9月10日（木）午後5時までに提出のこと。期限を過ぎたものは受け付けない。
- ・ 原則として電子メールで送付のこと。（アドレス：AD0007@pref.iwate.jp）
- ・ 1つの質問項目について1行使用のこと。

【様式1-2】

令和 年 月 日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

住所
商号又は名称
代表者職・氏名

印

企画提案参加届出書

『「いわて子育てにやさしい企業等」認証制度周知リーフレット作成業務』に係る企画提案に参加したいので、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

「企画提案実施要領」の「2 参加者の資格要件等」に定める次の内容について、虚偽がないことを宣誓します。

- 1 本業務の実施について、県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 3 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- 4 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- 5 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
※なお、県は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。
- 6 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- 7 6までの期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成8月7日建振第282号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- 8 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

【様式1-3】

会社概要及び過去5年間の主な類似事業の主な受注等実績

商号又は名称		
代表者職氏名		
所在地		
設立年月日		
資本金		
直近の年間売上高		
従業員数		
業務内容		
会社の特色		
過去5年間の制作実績	発注者	受注事業内容（受注年、制作した媒体）
	岩手県関係	
	岩手県以外の官公庁・公共団体	
	民間	
【本申請の窓口となる担当者名】		
所属	電話	
職	ファックス	
氏名	E-mail	

※1 既存の資料（会社パンフレット等）で同項目が網羅されているものであれば、これに替えることができる。

※2 上記の過去5年間の制作実績について、受託事業の成果がわかる資料を1～2点程度添付すること。

【様式1-4】

企画提案参加辞退届

令和 年 月 日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

『「いわて子育てにやさしい企業等」認証制度周知リーフレット作成業務』に係る企画提案参加届出書を提出しましたが、都合により参加を辞退いたします。

記

1 住所

2 商号又は名称

3 代表者職・氏名

印